

会 派 交 渉 会 資 料

1. 確認事項

- (1) 恵庭市議会各派及び会派交渉会要綱
- (2) 恵庭市議会会派交渉会申合せ事項

2. 法令の略名

- 「地方自治法」 = 「法」
- 「恵庭市議会委員会条例」 = 「委員会」
- 「恵庭市議会会議規則」 = 「規則」
- 「恵庭市議会申合せ事項」 = 「議会申合」
- 「企業団・各組合同規約」 = 「規約」

3. 議会の構成

- (1) 常任委員会等の設置（法第109条、委員会第1条・2条・4条）

① 従来の常任委員会の構成

- 総務文教常任委員会 委員数 7名
総務部、企画振興部、教育委員会、会計課、公平委員会、
選挙管理委員会、監査、議会等の所管
- 厚生消防常任委員会 委員数 7名
生活環境部、保健福祉部、消防本部等の所管
- 経済建設常任委員会 委員数 7名
経済部、農業委員会、建設部、水道部等の所管
- 議会運営委員会 委員数 7名
議会の効率的かつ円滑な運営について調査・協議のため設置

② 常任委員会等の再構成

委員会条例の改正 = 議員提案

- (2) 特別委員会の設置（法第109条、委員会第6条、議会申合第17条）

① 従来の特設委員会（常設）

- 基地特別委員会 委員数 7名
- 補正予算審査特別委員会 委員数 19名

② 特別委員会の設置 = 議員提案

(3) 役職等ポイント制の確認

別 紙

(4) 議長及び副議長の選挙（法第103条第1項）

① 仮議長の選出（法第107条） 出席議員中の年長議員

② 議長の選出方法

ア) 投票～立会人2名の指名（規則第31条、議会申合第10条第2項）

イ) 指名推選（法第118条第2項・第3項）

③ 副議長の選出方法

ア) 投票～立会人2名の指名（規則第31条、議会申合第10条第2項）

イ) 指名推選（法第118条第2項・第3項）

(5) 常任委員会の委員の選任（委員会第7条、議会申合第21条第1項）

委員の選任・・・議長が会議に諮って指名する。

(6) 各常任委員会の委員長及び副委員長の選任（委員会第8条第2項、規則第126条）

ア) 投票

イ) 指名推選（規則第126条第5項・第6項）

(7) 議会運営委員会の委員の選任（委員会第7条、議会申合第22条）

委員の選任・・・議長が会議に諮って指名する。

(8) 議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任（委員会第8条第2項、規則第126条・第127条）

ア) 投票

イ) 指名推選（規則第126条第5項・第6項）

(9) 特別委員会の委員の選任（委員会第7条、議会申合第17条第2項）

委員の選任・・・議長が会議に諮って指名する。

(10) 特別委員会の委員長及び副委員長の選任（委員会第8条第2項、規則第126条・第127条）

ア) 投票

イ) 指名推選（規則第126条第5項・第6項）

(11) 予算・決算審査特別委員会の委員長・副委員長の配分について

(12) 一部事務組合議員の選任

- ① 石狩東部広域水道企業団議会議員2名の選任（規約第6条）
慣例により正・副議長
- ② 石狩教育研修センター組合議会議員1名の選任（規約第6条）
慣例により所管常任委員長（総務文教常任委員会）
- ③ 札幌広域圏組合議会議員1名の選任（規約第6条第2項）
慣例により議長

(13) 各種委員の選任

- ① 監査委員（法第196条）
選任後議会で同意（1名）
- ② 恵庭市農業委員会委員（農委法第12条第2項）
選任後議会で推薦（2名）
- ③ 行政付属機関各委員の推薦（議会申合第10条第3項）
選任後議会で推薦
 - ア) 民生委員推薦会委員（1名）
 - イ) 功労者等表彰審議会委員（4名）
 - ウ) 国民健康保険運営協議会委員（3名）
 - エ) 都市計画審議会委員（4名）

4. 議席の指定（規則第4条、議会申合第3条第1項）

議席番号は、別紙議席の指定図参照。

5. 議会内任意組織の設置

- ① 恵庭市議会議員会（21名）
- ② 森林・林業・林産業活性化促進恵庭市議会議員連盟（21名）
- ③ スポーツ振興議員連盟（21名）
- ④ 恵庭市議会交通安全推進議員連盟（21名）

6. その他

- ① 各派議員控室の割振り・・・改選前の各派議員控室図面を参照
- ② 政務活動費の交付 ～会派に所属議員1人当15万円

③ 各常任委員会の行政視察 ～隔年で実施（本年は3常任委員会が該当）

④ 北海道後期高齢者医療広域連合議員への推薦について

【委員推薦】 委員の各1員を各広域連合から推薦する。①

【委員推薦】 委員の各1員を各広域連合から推薦する。②

【委員推薦】 委員の各1員を各広域連合から推薦する。③

【委員推薦】 委員の各1員を各広域連合から推薦する。④

【委員推薦】 委員の各1員を各広域連合から推薦する。⑤

【委員推薦】 委員の各1員を各広域連合から推薦する。⑥

【委員推薦】 委員の各1員を各広域連合から推薦する。⑦

【委員推薦】 委員の各1員を各広域連合から推薦する。⑧

【委員推薦】 委員の各1員を各広域連合から推薦する。⑨

【委員推薦】 委員の各1員を各広域連合から推薦する。⑩

【委員推薦】 委員の各1員を各広域連合から推薦する。⑪

【委員推薦】 委員の各1員を各広域連合から推薦する。⑫

【委員推薦】 委員の各1員を各広域連合から推薦する。⑬

【委員推薦】 委員の各1員を各広域連合から推薦する。⑭

【委員推薦】 委員の各1員を各広域連合から推薦する。⑮

【委員推薦】 委員の各1員を各広域連合から推薦する。⑯

【委員推薦】 委員の各1員を各広域連合から推薦する。⑰

【委員推薦】 委員の各1員を各広域連合から推薦する。⑱

【委員推薦】 委員の各1員を各広域連合から推薦する。⑲

【委員推薦】 委員の各1員を各広域連合から推薦する。⑳

【委員推薦】 委員の各1員を各広域連合から推薦する。㉑

【委員推薦】 委員の各1員を各広域連合から推薦する。㉒

【委員推薦】 委員の各1員を各広域連合から推薦する。㉓

【委員推薦】 委員の各1員を各広域連合から推薦する。㉔

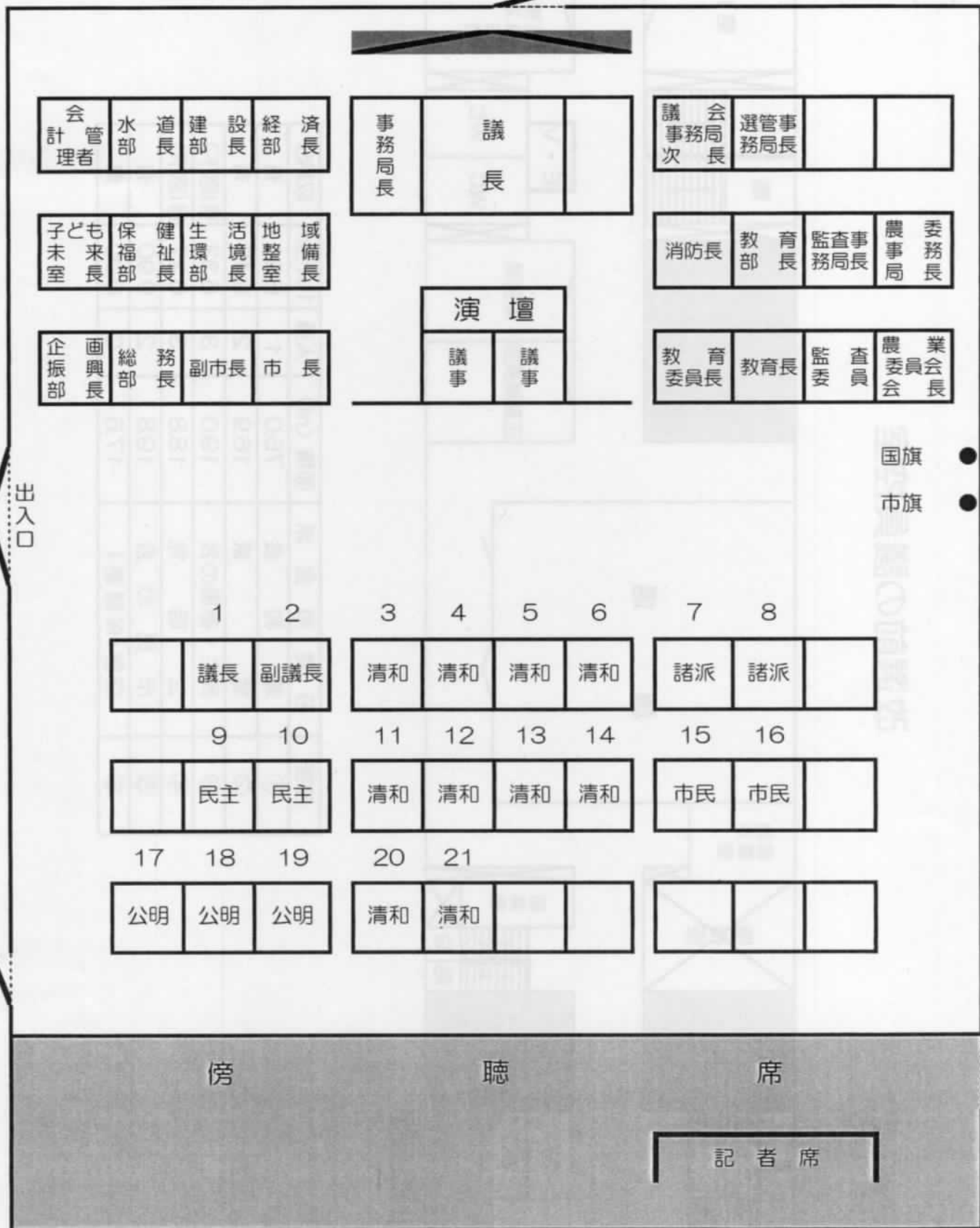
【委員推薦】 委員の各1員を各広域連合から推薦する。㉕

【委員推薦】 委員の各1員を各広域連合から推薦する。㉖

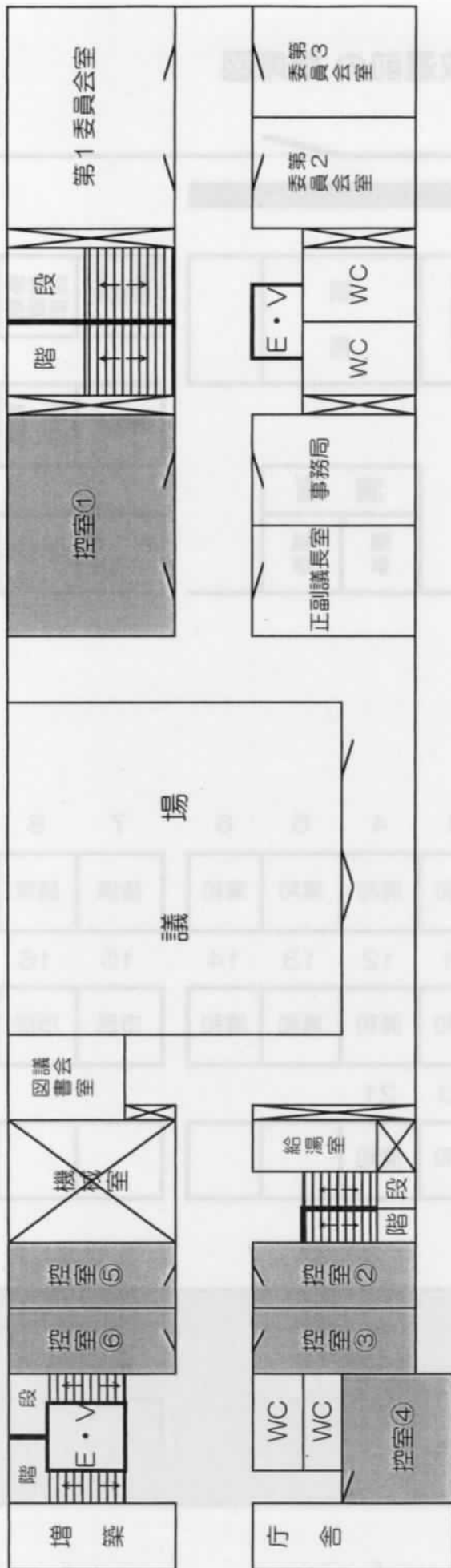
【委員推薦】 委員の各1員を各広域連合から推薦する。㉗

改選前の議席図

資料①



改選前の議員控室



控室	旧使用会派	面積 (㎡)	人員	1人当㎡	収納S
①	清和会	76.0	11	6.91	有
②	諸派	16.9	2	8.45	有
③	民主・春風の会	19.0	3	6.33	有(窓下)
④	公明党	18.8	3	6.27	有(窓下)
⑤	市民の会	19.8	2	9.90	有
⑥	空室(保健室)	17.6	0	0.00	無

◎ 地 方 自 治 法 (抜粋)

第103条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。
2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

第107条 第百三条第一項及び前条第二項の規定による選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

1. 議会の運営に関する事項
2. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
3. 議長の諮問に関する事項

4 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。

5 第115条の2の規定は、委員会について準用する。

6 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

7 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。

8 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

9 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

第118条 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第46条第1項及び第4項、第47条、第48条、第68条第1項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第95条の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。

2 議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。

3 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人を以て当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、議員の全員の同意があつた者を以て当選人とする。

4 一の選挙を以て2人以上を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

5 第1項の規定による決定に不服がある者は、決定があつた日から21日以内に、都道府県にあっては総務大臣、市町村にあっては都道府県知事に審査を申し立て、その裁決に不服がある者は、裁決のあつた日から21日以内に裁判所に出訴することができる。

6 第1項の規定による決定は、文書を以てし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下この款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあっては2人又は1人、その他の市及び町村にあっては1人とするものとする。

2 識見を有する者の中から選任される監査委員の数が2人以上である普通地方公共団体にあっては、少なくともその数から1を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。

3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

4 識見を有する者の中から選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。

5 都道府県及び政令で定める市にあっては、識見を有する者の中から選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は、常勤としなければならない。

◎ 恵庭市議会委員会条例(抜粋)

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及びその所管事項)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。

(1) 総務文教常任委員会 7人

総務部、企画財政部、会計課、教育委員会、公平委員会、選挙管理委員会、監査委員、議会等の所管(関係ある委員会等を含む。以下同じ。)事項

(2) 厚生消防常任委員会 7人

生活環境部、保健福祉部、消防本部等の所管事項

(3) 経済建設常任委員会 7人

経済部、農業委員会、建設部、水道部等の所管事項

(議会運営委員会の設置)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、7人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(特別委員会の設置)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

(委員の選任)

第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。

- ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。
- 議長は常任委員の申し出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。
 - 第1項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。
 - 前2項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第3項（常任委員の任期）の例による。

（委員長及び副委員長）

- 第8条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長1人を置く。
- 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
 - 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

◎ 恵庭市議会会議規則（抜粋）

（議席）

- 第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。
- 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は議長が定める。
 - 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて議席を変更することができる。
 - 議席には、番号及び氏名標を付ける。

（開票及び投票の効力）

- 第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。
- 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。
 - 投票の効力は、立会人の意見をきいて議長が決定する。

（互選の方法）

- 第126条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行なう。
- 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。
 - 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。
 - 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行なっている者も、投票することができる。
 - 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。
 - 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会にはかり委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

（選挙規定の準用）

- 第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章・第4節の規定を準用する。

◎ 恵庭市議会申合せ事項（抜粋）

（議席の指定及び変更）

第3条 議席の指定は、会派交渉会の協議により了承されたところによって、議長が行なうこととする。

2（略）

（選挙）

第10条 投票は、議席順により順次行なうこととする。

2 立会人は2名とし、同一会派からの指名は行なわないこととする。

3 執行機関の附属機関である各種委員の推薦については、会派交渉会で協議の上、了承されたところによって議長が本会議で指名することとする。

（特別委員会の設置・構成・選任）

第17条 前条に掲げる以外の特別委員会の設置・構成は、会派交渉会で協議の上、議員提案で行うこととする。

2 議長は、会期中の委員の選任にあたっては会派交渉会で協議し、これに基づき本会議に諮って指名することとする。

3 議長は、閉会中の委員の選任にあたっては会派交渉会で協議し、これに基づき指名して次の本会議で報告することとする。

（常任委員の選任）

第21条 会期中の常任委員の選任は、各議員の就任希望を会派交渉会で調整の上、議長が本会議に諮って指名することとする。

2 閉会中の常任委員は、各議員の就任希望を会派交渉会で調整の上、議長が指名して次の本会議で報告することとする。

（議会運営委員の選任）

第22条 議長は、会期中の委員の選任にあたっては会派交渉会で協議し、これに基づき本会議に諮って指名することとする。

2 議長は、閉会中の委員の選任にあたっては会派交渉会で協議し、これに基づき指名して次の本会議で報告することとする。

恵庭市議会各派及び会派交渉会要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、恵庭市議会の各派及び会派交渉に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会 派 第3条の規定により、議長に届け出のあった会派をいう。
- (2) 諸 派 前号の会派以外のものをいう。
- (3) 各 派 会派及び諸派をいう。

(会派の結成)

第3条 議員が会派を結成したときは、その名称、所属議員の氏名及び責任者の氏名を議長に届け出なければならぬ。これを変更又は離脱したときもまた同様とする。

2 前項の会派の結成には、2人以上の所属議員がいなければならない。

(会派交渉会)

第4条 恵庭市議会に各会派間の意見の調整、連絡及び協議等をするため会派交渉会(以下「交渉会」という。)を置く。

(協議事項等)

第5条 交渉会の協議事項等は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 初議会の運営に関する事。
- (2) 特別委員会(予算及び決算を除く。)の設置・構成に関する事。
- (3) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(予算及び決算を除く。)の委員の選任に関する事。
- (4) 選任同意、選挙等による特別職に関する事。
- (5) 一部事務組合(企業団等)の議会議員の推薦及び執行機関の附属機関である各種委員会の委員の推薦に関する事。
- (6) その他議長が必要と認めた事項、又は会派代表者から申し入れのあった事項に関する事。

(組 織)

第6条 交渉会は、議長、副議長及び各会派の代表者をもって組織する。

2 前項の代表者は、構成員の数が10人以上の会派にあつては2人とし、それ以下の会派にあつては1人とする。

(会 議)

第7条 交渉会は、議長が招集し主宰する。ただし、議長に事故があるときは副議長が職務を行う。

2 交渉会は、各会派の代表者1人以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、やむを得ない事情により欠席の申出があつた場合、その権限を委任されたものとみなし会議を開くことができる。

(代理者の出席)

第8条 会派の代表者に事故があるときは、その会派に所属する議員の中から代理者を出席させることができる。

(諸派議員等の出席)

第9条 交渉会は、諸派議員及び議会運営委員会の委員長を出席させることができ、議長が必要と認めたときは発言を許可することができる。

(連絡会議)

第10条 議長は必要に応じて会派連絡会議又は各派連絡会議を招集することができる。

2 前項の連絡会議については第7条、第8条及び第11条の規定を準用する。

(決定事項の周知及び尊重)

第11条 交渉会の代表者は、交渉会で協議し決定した事項を所属会派の議員に周知し、議員はこれを尊重しなければならない。

2 前項の諸派議員に対する周知は必要に応じて議長（局長）が行うものとする。

(補 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は交渉会で決める。

附 則

この要綱は、昭和54年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和58年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和60年6月10日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和61年2月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成3年5月13日から実施する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

○恵庭市議会会派交渉会申合せ事項

1 正副議長の会派所属について

正副議長は会派に所属することとし、2年間の試行の結果再度協議する。

(昭和58年5月2日 確認) (平成15年5月9日再確認)
(平成3年5月7日再確認) (平成19年5月7日再確認)
(平成7年5月9日再確認) (平成23年5月9日再確認)
(平成11年5月7日再確認)

2 会派交渉会の日程調整について

会派交渉会の開催にあたっては、議長は事前に各会派代表者の都合を調整のうえ日程を決する。

(昭和60年5月15日 確認) (平成19年5月7日再確認)
(平成7年5月9日再確認) (平成23年5月9日再確認)
(平成11年5月7日再確認)
(平成15年5月9日再確認)

3 市議会選挙後における各会派代表者会議は、議会議務局長が招集し旧議長が座長につき会議を進行する。ただし、旧議長不在の場合は副議長とし、旧正副議長ともに不在の場合には年長議員がこれに当たることとする。

(昭和60年5月15日 確認) (平成19年5月7日再確認)
(平成7年5月9日再確認) (平成23年5月9日再確認)
(平成11年5月7日再確認)
(平成15年5月9日再確認)

4 三役、正副特別委員長ほか各種委員すべての任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(昭和62年5月6日 確認) (平成19年5月7日再確認)
(平成7年5月9日再確認) (平成23年5月9日再確認)
(平成11年5月7日再確認)
(平成15年5月9日再確認)

5 議員任期の中間年において議会の構成を変更するときは、臨時会を開くのを例とする

(平成25年7月3日確認)

6 表彰規定について

議員としてその職にあるものは、恵庭市功労者等表彰条例施行規則第8条第4項のただし書きは適用しないものとする。

(平成26年9月1日確認)

昭和四十四年八月二十日 表彰
昭和四十四年八月二十日 表彰
昭和四十四年八月二十日 表彰
昭和四十四年八月二十日 表彰

昭和四十四年八月二十日 表彰
昭和四十四年八月二十日 表彰
昭和四十四年八月二十日 表彰
昭和四十四年八月二十日 表彰

昭和四十四年八月二十日 表彰
昭和四十四年八月二十日 表彰
昭和四十四年八月二十日 表彰
昭和四十四年八月二十日 表彰

昭和四十四年八月二十日 表彰
昭和四十四年八月二十日 表彰
昭和四十四年八月二十日 表彰
昭和四十四年八月二十日 表彰

昭和四十四年八月二十日 表彰
昭和四十四年八月二十日 表彰
昭和四十四年八月二十日 表彰
昭和四十四年八月二十日 表彰

恵庭市議会各会派一覧表

平成27年5月8日現在

名称	通称名	代表者氏名	結成年月日	役員	所属議員
恵庭市議会 自由民主党議員団 清和会 12名	清和会	川原 光男	平成27年5月7日	会長 川原 光男 顧問 笹松京次郎 幹事 川股 洋一 政調会長 小橋 薫 幹事 鷺田 政博	鷹羽 茂 大野 憲義 川股 洋一 鷺田 政博 伊藤 長谷 長谷 小橋 利海 貴敏 市川 慎二
恵庭市議会 公明党議員団 3名	公明党	野沢 宏紀	平成27年5月1日	会長 野沢 宏紀 幹事 高橋 通子	野沢 宏紀 高橋 通子 佐山美恵子
恵庭市議会 無所属市民の会 2名	市民の会	林 謙治	平成27年5月1日	会長 林 謙治 幹事 猪口 信幸	林 謙治 猪口 信幸

諸派 (4名) 榎本 敦尚 ・ 柏野 大介 ・ 前田 孝雄 ・ 藤田 俊輔

